

***** 《**隠岐の島町から転出される方へ**》*****
 転出される方は、新しい住所に引っ越した日から**14日以内**に**新住所地の市区町村役場で転入届**をしてください（14日以内に届出をしないと、5万円以下の過料に処せられる場合があります）。

【新住所地で転入届の際に必要なもの】

- ◎ **転出証明書**（隠岐の島町発行のもの） ◎ **印鑑**（認印）
- ◎ **本人確認書類**（運転免許証等） ◎ **マイナンバーカード**

【下記に該当する方は、それぞれ手続きをして下さい】

対象者	隠岐の島町での手続き(転出時)	転出先市町村での手続き(転入時)
印鑑登録をしている方	③④番窓口 戸籍住民係 (Tel2-8560)	転出(予定)日をもって、登録が廃止されます。 印鑑登録証をお返し下さい。 登録する 印鑑、本人確認書類(運転免許証等) をお持ちの上、新たに印鑑登録の手続きをして下さい。
マイナンバーカード または住民基本台帳カードをお持ちの方		新住所地でカードの継続利用を希望される方は、お申し出下さい。その場合、転出証明書の発行はありません。継続利用を希望されない方は、カードをお返し下さい。 転出証明書の交付を受けることなく転出された方は、 カードをお持ちの上転入手続き をして下さい。 ※4桁のパスワードの入力が必要です。
国民年金に加入又は受給している方	⑤⑥番窓口 国保年金係 (Tel2-8560)	手続きはありません。 国民年金手帳(又は年金証書)と印鑑 をお持ちの上、住所変更の手続きをして下さい。
国民健康保険に加入している方		転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。 喪失届をして被保険者証をお返し下さい。 印鑑 をお持ちの上、新たに加入の手続きをして下さい。
後期高齢者医療受給者証をお持ちの方	県内転出	手続きはありません。 新住所地で 被保険者証の住所変更手続 を行ってください。
	県外転出	転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。 喪失届をして被保険者証をお返し下さい。負担区分等証明書を発行します。 負担区分等証明書(隠岐の島町発行)と印鑑 をお持ちの上、手続きをして下さい。
子ども等医療費受給資格者証をお持ちの方		転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。 喪失届をして、医療費受給資格証をお返し下さい。 健康保険証と印鑑 をお持ちの上、手続きをして下さい。
障がい者手帳等をお持ちの方	①番窓口 地域福祉係 (Tel2-8561)	手続きが必要な場合があります。窓口にお越し下さい。 新住所地にお問い合わせ下さい。
児童手当を受給している方	①番窓口 児童福祉係 (Tel2-8577)	児童手当受給事由消滅届 を提出して下さい。 銀行通帳・保険証・印鑑等 をお持ちの上、新たに受給の手続きをして下さい。
子育て応援パスポート(こっころカード)をお持ちの方 ※18歳以下の方がいて、かつ県外転出の世帯	①番窓口 子育て世代包括支援係 (Tel2-8577)	県外に転出される方は 返還届を提出し、こっころカードをお返し下さい。 新住所地で新たに手続きをして下さい。

対象者	隠岐の島町での手続き(転出時)		転出先市町村での手続き(転入時)
妊娠中で母子健康手帳の交付を受けている方	1階②番窓口 健康係 (Tel2-8562)	妊婦一般健康診査受診票の残り枚数を確認します。窓口にお越し下さい。	新住所地で受診票の交換が必要です。
介護保険の被保険者の方	1階①番窓口 高齢者福祉係 (Tel2-4500)	転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。保険証をお返し下さい。認定を受けている方は受給資格証明書を交付します。	新住所地で新たに手続きをして下さい。
水道使用の契約をしている方で手続きがまだの方 (転出後も水道の契約継続の場合は必要ありません。)	2階①番窓口 上下水道課 (Tel2-0192)	閉栓・名義変更手続きが必要です。2階①番窓口にお越しいただくか、上下水道課(Tel2-0192)にご連絡下さい。	新住所地にお問い合わせ下さい。
小・中学校に在学している児童生徒のいる方	3階①②番窓口 教育委員会 (Tel2-2095)	現在通学している学校または教育委員会(Tel2-2095)で手続きをして下さい。	新住所地の学校・教育委員会へお問い合わせ下さい。
隠岐航路・航空路運賃助成対象者証明書(離島割引カード)	本町から航路(フェリー・高速船)または航空路(隠岐-出雲路線)で転出する際にご使用いただき、 <u>各自、転出先で必ず破棄をしてください。</u> ※隠岐の島町に住民票がある方が扶養し、町外に居住(住民票町外)する小・中・高・大学等に通う児童・生徒は、準住民カードの交付対象になりますので、申し出て下さい。別途申請が必要になります。		

【転出をやめるとき】

転出証明書、印鑑、届出人の本人確認書類(運転免許証等)をお持ちの上、転出取消の届出をして下さい。